○関東地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　相模原市緑区城山三丁目二一八番一から同市緑区城山四丁目二五六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月二十日

○関東地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　さくら市馬場字川崎道西一二一三番一から同市馬場字川崎道西一二六三番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月二十日

○関東地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十号　韮崎市水神二丁目四九三〇番三地先から同市水神二丁目四九三八番三地先まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月二十日

○関東地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
甲府市国母七丁目九〇八番一から同市国母七丁目八五五番三まで	前	二四・五一～二八・八二（メートル）	〇・〇六一（キロメートル）
	後	二四・五一～二八・八八（メートル）	〇・〇六一（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
甲斐市名取字中河原三六四番から同市名取字下河原三七二番一まで	前	八・三六～九・五六（メートル）	〇・〇六六（キロメートル）
	後	八・五〇～一〇・九一（メートル）	〇・〇六六（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
横浜市中区本牧ふ頭八番一から同市中区本牧ふ頭一番一まで	一〇・七五～一一・一三（メートル）	一・五八六（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○近畿地方整備局告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十日

近畿地方整備局長　上縄　周平

第1　起業者の名称　兵庫県

第2　事業の種類　二級河川志筑川水系志筑川改修工事（兵庫県淡路市志筑字田井地内から同市志筑字池尻地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　兵庫県淡路市志筑字田井及び字池尻地内

2　使用の部分　兵庫県淡路市志筑字田井及び字池尻地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、左右岸・兵庫県淡路市志筑字黒田地内から左岸・同市中田字大池尻地内、右岸・同市中田字大円道向地内までの延長1,220mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川志筑川水系志筑川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

二級河川志筑川水系志筑川（以下「志筑川」という。）は、河川法第5条第1項の規定に基づき兵庫県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第1項の規定に基づき兵庫県知事が河川管理者であることなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。